奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例について

平成30年11月
教育委員会事務局
企画管理室

1　改正理由

奈良県立奈良高等学校の位置の特例を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

2　改正背景

奈良県立奈良高等学校の地震に対する安全確保のための措置として、同校の位置（奈良市）に設置予定の仮校舎が完成するまでの間、一部機能を旧奈良県立城内高等学校校舎（大和郡山市）に移すこととした。

3　改正概要

奈良県立奈良高等学校の位置を平成31年４月１日から規則で定める日までの間、下記のとおりとする。

改正前	改正後
奈良市	奈良市、大和郡山市

※奈良県立奈良高等学校仮校舎の工事完了日が、現時点では未定のため、終期は別途規則で定めることとする。

4　施行期日

公布の日から施行する。

条　例　名	理　由	要　旨
奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	奈良県立奈良高等学校の位置の特例を定めるため、所要の改正をしようとするものである。	1　奈良県立奈良高等学校の位置の特例 奈良県立奈良高等学校は、条例の規定にかかわらず、平成31年４月１日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする。 （附則第２項関係） 2　施行期日 公布の日から施行する。 （改正附則関係）

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（案）

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（奈良県立奈良高等学校の位置の特例）

2　奈良県立奈良高等学校は、第三条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
附則 （施行期日） 1 略 （奈良県立奈良高等学校の位置の特例） 2 奈良県立奈良高等学校は、第二条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする。	附則 略